

第 3 3 回

総会議事録

日 時 令和2年1月14日（火）13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鍵水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第 3 3 回総会 議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第 4 議 事

議 第 167 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 第 168 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 第 169 号 事業計画変更承認申請について

議 第 170 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議 第 171 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第 5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第 4 条届出書の受理について

(3) 農地法第 5 条届出書の受理について

(4) 農地法第 43 条第 1 項の規定による届出書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第 5 条の規定による許可について

(7) 農地法第 5 条届出書受理通知書の返戻について

(8) 運営委員会の結果について

第6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年2月13日（木）

次回の委員調査について 令和2年2月10日（月）

第7 その他

第8 閉 会

第33回総会議事録

(令和2年1月14日(火) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 24名
欠席委員 名
開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数24名、欠席者はありません。出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 会長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
会 長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、20番・新関さとみ委員、21番・伊藤博良委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。 議 第160号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第167号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。2ページの54号から59号までであります。 ここで、皆様のほうに訂正をしていただきたいところがございます。56号の案件ですが、こちらについては、本日付けで申請の取下げがございましたので、56号案件については削除をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>54号について、55号の農地との交換です。 譲受人は農業をして45年になる方で、現在、子と2人で農業に従事しております。</p> <p>55号について、54号の農地との交換です。</p>

	<p>譲受人は農業をして45年になる方で、現在、夫と2人で農業に従事しております。</p> <p>56号については、取下げです。</p> <p>57号について、規則第17条第2項の規定による下限面積の指定を受けた一体利用農地の買受です。委員調査案件となっております。</p> <p>58号について、所有権移転による新規就農です。委員調査案件となっております。</p> <p>59号について、賃借権設定による経営拡張です。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明案件については、56号を除き許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>57号案件について1番 安達 委員 から報告をお願いします。</p>
安 達 委 員	<p>57号の委員調査案件について、皆さんにご報告します。申請人及び内容については記載のとおりです。</p> <p>権利の種類につきましては、新規就農・所有権の移転でございます。これは、施行規則第17条第2項適用の下限面積0.1アールの議案でございます。</p> <p>譲受人の使用目的は、家庭菜園をするという事です。</p> <p>現在の営農状況ですが、0という事です。</p> <p>申請地に隣接する住宅を購入予定であり、実家において畑で自家用野菜を作っているのを見て育ったこともあり、この度自ら野菜や花などを育ててみたいと思い、畑を購入したいと申請に至っております。</p> <p>総額■■■■円という価格で、売却価格が設定されております。</p> <p>通作距離ですが、距離にして6.5kmほどなのですが、許可後、隣接宅地を購入し、住居移転予定となっております。</p> <p>譲渡人についてですが、譲渡の理由は、高齢化による経営の縮小です。</p> <p>営農の現状ですが、田を3反5畝歩、他に畑と樹園地を持っている状況です。</p> <p>申請場所ですが、農地として購入しますので、3年3作の耕作をしていただきたいということで、遊休化しないように指導しております。</p> <p>また、申請場所は、周辺の側溝が深く、官地が大分広くとられてありましたので、畑の周りの草刈り等はきちんとして、管理するように指導いたしました。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして、58号、59号案件について、森田 委員 よりご報告をお願いします</p>

<p>森田委員</p>	<p>2番 森田です。それでは、58号案件、59号案件について続けてご報告いたします。</p> <p>58号案件について、申請人及び内容については記載のとおりです。権利の種類は、新規就農・所有権の移転でございます。</p> <p>譲受人の世帯状況は、妻62歳、息子30歳の3人です。農業の従事日数は本人が180日となっております。</p> <p>使用目的は、自ら水稻の作付をして、息子さんが経営している店で使いたいという事と、残りは他に販売するという事です。</p> <p>現在の営農状況ですが、田、畑とも作っておりません。</p> <p>農業機械の所有状況ですが、軽トラックだけですが、これまでの耕作者の方に古いほうのトラックを借用し、2、3年後には購入の予定だそうです。また、営農指導及び乾燥作業は前の耕作者に委託するという事です。あと、最上川中流土地改良区、JA山形の組合に加入するという事です。</p> <p>売却価格につきましては、10aあたり [REDACTED] 円で、総額 [REDACTED] 円です。</p> <p>通作距離は5kmで、所要時間は車で約7分であります。</p> <p>譲渡人の譲渡の理由は農業廃止であります。これまで貸し付けていた農地2筆を解約し、農業を始めたいと思っていた譲受人を不動産会社から紹介されたという事です。</p> <p>年金の該当はありません。</p> <p>収穫後の販売計画については、水稻で、 [REDACTED] kg、販売金額 [REDACTED] 円となっています。また、この案件に隣接する田で、仮登記が設定された496㎡の土地について、借地で耕作したい意向もあるようです。</p>
<p>森田委員</p>	<p>続いて59号案件について、申請人及び内容については記載のとおりです。</p> <p>権利の種類ですが、賃借権の設定です。</p> <p>借受人の世帯状況ですが、娘さん63歳、娘さんの夫56歳の3人です。</p> <p>使用目的は水稻で、申請地は借受人の所有する田んぼの区画内の一部でありまして、長年借受人が作業委託を受け、作付していたそうです。この度、賃借権を結びたいという事で申請に至ったそうです。</p> <p>現在の営農状況ですが、田んぼ2,688㎡、畑224㎡、合計で、2,912㎡を耕作しております。</p> <p>農業機械の所有状況ですが、トラクター、田植機、耕うん機を所有しております。</p> <p>賃借料につきましては、10aあたり [REDACTED] 円という事で、総額 [REDACTED] 円となっております。契約期間が5年という事で、契約期間満了後は、自動更新となる事をお伝えし、返却するような事になった時は、手続きを踏んで対応していただきたいという事をお伝えしております。</p> <p>通作距離は、約1.1kmで、所要時間は車で20分です。</p>

<p>議 長</p>	<p>貸人についてですが、貸付の理由は、相手方からの申し出だそうです。 年金該当はありません。 営農状況は、田300㎡と畑1,973㎡、合計2,273㎡です。 以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p> <p>ご苦勞様でした。ただいまの事務局説明及び委員説明に対し、質問・意見等ありませんでしょうか。</p>
<p>丸子委員</p>	<p>58号の案件で、XXXXXXXXXXについて、1,661㎡となっておりますけれども、隣の土地の約5aと一枚の田んぼになっているのですけれども、隣の土地については、今回、所有権移転しないという事で、よろしいのでしょうか。</p>
<p>森田委員</p>	<p>先程、言いましたけれども、仮登記されており売買ができない状態になっているという事で、今後、借地で耕作したい意向であります。</p>
<p>丸子委員</p>	<p>譲受人の自宅から申請地まで、通作距離が大分あるわけですがけれども、3条ですから、全作業委託する場合も有るわけですがけれども、このあたりは問題無いのですか。</p>
<p>森田委員</p>	<p>通作距離は5kmで、所有時間が車で約7分です。</p>
<p>丸子委員</p>	<p>車を使うと大した距離でないですけれども、前の耕作者の古いトラクターを使うと時間がかかる距離だと思ったのですが。 わかりました、車では7分という事ですね。</p>
<p>森田委員</p>	<p>当初は、全くの素人の方だと思っていたのですが、いろいろ話しているうちに、地元の防除組合に加入するという事で、意欲がある方だと思いました。</p>
<p>丸子委員</p>	<p>だと、今度は山形農協の組合員になるという事ですか。</p>
<p>森田委員</p>	<p>まだ組合員ではないです。</p>
<p>丸子委員</p>	<p>農協の組合員にならないと、防除組合には入れないのですが。</p>
<p>森田委員</p>	<p>もちろん、これから山形農協と最上川中流土地改良区の組合員になって、加入するという事です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>佐藤（和）委員</p>	<p>今の58号の案件についてですが、XXXXXXXXXXを使うので、地元の農業委員としては、その点を危惧するのですが。4反6畝とは、どのへんなのですか。</p>
<p>森田委員</p>	<p>300mぐらい離れて、2箇所に分かれています。</p>

佐藤（和） 委 員	仮登記の件について疑問を持っているのですが、そのへんを詳しく聞かせていただきたいのですが
森 田 委 員	496㎡について仮登記になります。今回の売買に入っていません。そこを借りると形が良いので借りるという事で、今回の売買には入っていません。
議 長	よろしいですか。
佐藤（和） 委 員	はい。地元の農業委員さん、この案件についてどう思いますか。売買価格が、1反歩■■■■円で、■■■■円なのですが、そのへんはどうですか。
丸 子 委 員	具体的な場所が、■■■のちょうど■■■■なので、今回の申請地のもう一つ上の通りですと、■■■■からくる道路の延長上にあって、■■■■なのですけれども、ここはその道路の接続の点で、微妙な場所となります。
佐藤（和） 委 員	■■■■の、■■■■あたりですね。
丸 子 委 員	■■■■は一切介入していませんし、田んぼ以外には使いようの無い所です。
佐藤（和） 委 員	■■■■に接続するかどうかの場所なのですよ。
丸 子 委 員	ちょうどその北側に、一帯が畑地化されて、耕作放棄地のようになっている所があるのですが、どうして耕作放棄地になっているのかと聞いたところ、■■■■、田んぼから畑に転換して、さくらんぼの木を植えたのですけれど、■■■■という話でした。
佐藤（和） 委 員	だいたいわかりました。
高橋（一） 委 員	58号案件について、関連案件が、18条No.121、122となっているのですが、これはどういう関連なのですか。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局	事務局の記載ミスですので、こちらはNo.211、212に訂正い

議 長	<p>ただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか。無いようですのでお諮りします。 議 167号について、許可すること意義ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第 167号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第168号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>議 第168号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、4ページの52号から6ページの58号までの7件です。7ページをご覧ください。</p> <p>52号について、場所は黄金で、トラクターミナル施設の建築です。委員調査案件となっております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>53号について、場所は柏倉で、西山形小学校校舎等改築に伴う造成工事です。委員調査案件となっております。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>54号について、場所は沼木で、山形広域クリーンセンターから北東へ約700mに位置しており、1種農地と判断しております。転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と子3人の5人で生活しておりますが、子供が成長したことや、自身が長男であることから、祖父が所有する、実家近くの当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>55号について、場所は、やよい二丁目で市立第十小学校から北へ約100mに位置しており、3種農地と判断しております。転用目的は、建売分譲住宅2棟の建築です。 譲受人は山形県内外で多くの建売分譲住宅を手掛ける事業者です。このたび市立第十小学校学区内で主要地方道山形上山線や商業施設等からも近いなど、住環境が整っている当該地に建売分譲住宅を計画すれば需要があるとみこまれることから、当該農地を譲り受け、建売分譲住宅2棟を建築しようとするものです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>56号について、場所は中桜田で、納骨堂の建築等です。</p>

<p>議 長</p> <p>森 田 委 員</p>	<p>委員調査案件となっております。</p> <p>1 2 ページをご覧ください。</p> <p>5 7 号について、場所は境田町で、山形済生病院から北西へ約 1 km に位置しており、1 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と子 3 人の 5 人で生活しておりますが、子供が生まれたことや、将来の両親の介護を考え、実家近くの当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>1 3 ページをご覧ください。</p> <p>5 8 号について、場所は落合町で市立千歳小学校から東へ約 4 0 0 m に位置しており、2 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>当案件は、次の議案であります事業計画変更案件との関連案件です。</p> <p>1 2 月の総会で 1 度許可することとし議決しておりますが、山形市農地等転用許可関係事務取扱要領第 8 第 4 項第 2 号の承継の場合に該当し、承継者に対する 5 条許可と同時に処理することとしているため、承継者である譲受人から、改めて許可申請があったものです。</p> <p>譲受人は、現在、市内の共同住宅で夫婦と子 3 人の 5 人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、子供が通う保育園や妻の勤務先に比較的近い、当該農地を譲受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>まず、5 2 号案件について、森田 委員 から報告をお願いします。</p> <p>2 番 森田です。申請人及び内容については記載のとおりです。</p> <p>転用する理由・使用目的は、譲受人及び借人は、現在山形市内に 3 か所ある事業所のトラックターミナルがそれぞれ老朽化したことと業務拡大に伴いターミナルを 1 箇所を集約することにより業務の効率化を図ることができることからトラックターミナル施設を新築移転するものです。</p> <p>本事業は、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設」に該当することから土地収用法の事業認定を受け整備するものとし転用申請に至っております。</p> <p>収用法の事業認定は令和元年 9 月 1 7 日、農振除外は令和元年 1 0 月 2 1 日に手続きを終わっております。民間である事から許可が必要となります。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>具体的な申請地は、山形市西消防署より西へ約 2 0 0 m の場所に位</p>
---------------------------	--

<p>議 長</p> <p>安 達 委 員</p>	<p>置する農地ですが、現在は大豆の作付けになっております。山形中央インターチェンジ出入口より半径300m以内は第3種農地と、それ以外については、過去に土地改良事業が実施された農地であり、10ha以上の集団農地であることから第1種農地となります。</p> <p>用排水等の被害防除対策につきましては、汚水と生活雑排水は公共下水道、雨水は原則地下浸透であります。</p> <p>申請地の東側、その南北2箇所に調整施設を設けてありますが、基本的には地下浸透で、オーバーフローになった部分については、中部幹線排水に入れてもらうように確認しております。</p> <p>開発許可については、見込みありと協議中です。</p> <p>道路法24条許可についても、市道路維持課と見込みありと協議中であります。県の道路課とも、乗入口や交差点について見込みありと協議中であります。また、最上川中流土地改良区から当該土地の利用計画についてはやむを得ないと意見書を取っております。併用地につきましては、官地と水路を使用するという事ですので、所有者の市道路維持課と協議が整っており、売買の予定で、付替えて土地改良区と協議が整っております。</p> <p>造成の方法は、最大で0.5mの盛土、約20cmの切土をする事になっております。法面に対する処置として、北側及び東側が道路に隣接します。西側との境目にU型の1.5mの擁壁を新設し、南側は用水路を建設しますが計画地よりも低くなっているという事でありませう。</p> <p>近傍農地の日照・通風等、周辺農地への営農条件への影響については、西側の農地が懸念されますけれども、農地と建物が27m離れている事と、西側の建物の高さを他より4m低くして12mとしています。また、四季の日照を考慮して対応しているという事です。</p> <p>土地取得費は、XXXXXXXXXX円、1㎡あたりXXXXXX円で、1坪当たり約XXXXXX円、造成費は、XXXXXX円、建築費はXXXXXX円 土地賃借料も発生しており、年間XXXXXX円です。</p> <p>総面積39,292㎡のうち、売買面積が31,706㎡、賃借面積が7,533㎡となっております。</p> <p>資金計画につきましては、自己資金が、XXXXXX円、借入金、XXXXXX円となっております。資金調達先が、XXXXXXXXXX、その他となっております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦勞様でした。続きまして、53号案件と56号について、1番 安達 委員 から報告お願ひします。</p> <p>53号から調査の結果についてご報告します。申請人及び内容については記載のとおりです。</p> <p>転用する理由については、山形市立西山形小学校校舎等改築に伴う</p>
---------------------------	--

造成工事だそうです。

譲受人は、老朽化が著しく構造の特殊性から耐震工事ができず、また、現在の学校敷地は活断層が伏在していることから移転改築工事が必要となり農地転用許可申請を行いました。

許可後は、令和2年12月末を目処に造成工事、令和2年度中に実施設計、令和3年7月から令和4年秋頃の開校を目指し校舎改築工事を行い、令和5年12月までにグラウンド等外構工事を行い、完成を目指すものです。なお、今許可では、造成工事までを目的とする許可となります。

この事業は、土地収用法の事業認定も受けており、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと思います。

具体的な申請位置ですが、申請地は山形市立西山形小学校より南東へ約600mの場所に位置する農地です。土地改良事業施行地であり10ha以上の集団農地であることから1種農地と判断しました。

被害防除対策としまして、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。

開発許可は協議中です。農振は令和元年10月21日付けで除外済です。東側に国道がありまして、道路法24条許可见込みがあり、送水管入れ替え工事を国土交通省に申請しております。また、北側が市道でありまして、道路乗入口工事について、道路法24条許可见込みがあると、市道路維持課より報告を受けております。あと、最上川土地改良区からの意見書も有るという事です。

その他について、土地取得費は、 円、1坪当たり約 円という事です。造成費は、 円という事です。

現在、西側に西山形コミュニティセンターの造成工事を行っていきまして、周りの環境も良くなっているところでございます。南側に用水路がありますが、コミュニティセンターと同じように、用水路の脇にL字型の擁壁を設置するそうです。学校の完成が令和5年の12月までであります。大分用地の段差があり、校舎とグラウンドの間に段差を付けるそうで、設計は今から行おうと聞いております。

以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。

安達委員

続いて、56号です。申請人及び内容は記載のとおりです。

転用する理由ですが、譲受人は、組合員の生活に必要な物資の購入や生活に有用な共同施設の設置などを目的とする協同組合です。鶴岡市に事務所を置き、2016年には、三川町に納骨堂1号施設を開設しました。県内利用者から組合員ご自身やご家族の死後の遺骨の埋葬についての心配や不安の声も寄せられることから2号施設の計画を要望の多かった山形市内に建設したく土地を探していたところ、市街地にも近く、交通アクセスや地域住民の方々より理解が得られた当該地である山林606.5㎡と一部払下げの道67.75㎡及び農地583㎡に新設したく申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。

	<p>具体的な場所なのですが、申請地は東北芸術工科大学より南西へ約700mで、10ha未満の土地改良事業未施行地で、市街化区域より500m以内の小集団の農地であることから、2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策は、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。</p> <p>開発許可は、協議中で、見込みがありという事です。先程説明しました道路部分67.75㎡について、市道路維持課へ普通財産売払申請し、見込みありという事です。歩道設置等について、市道路維持課へ道路法24条許可の申請済みであり、見込みがありという事です。市道路維持課の給排水管理設についての法定外公共物占用許可は、見込みありという事です。納骨堂の開設について、市生活衛生課では、見込みがありという事です。</p> <p>その他で、土地取得費は、 円、1坪当たり約 円です。造成費は 円、建築費は 円です。</p> <p>また、申請地の上側に中桜田地区の共同墓地があり、納骨堂の設置については地区と協議し、了承を得ております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ご苦労様でした。ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ございませんか。</p>
<p>金子委員</p>	<p>5番金子です。52号案件について、お聞きします。今回、優良農地が無くなるという事で、地域としては大変心苦しいのですけれども、大規模開発という事で、地権者は喜んでいると思いますけれども、先程、隣接の農地への影響という事であったわけですけど、西側に若干大豆畑が残るわけです、トラクターミナルという24時間電気を点けるのが慣例という事で、当然電気を点けますと、作物のバランスが崩れまして、大豆のバランスも崩れますし、田んぼの生育も崩れまして収穫皆無の場合もございます。そのへんはどうなっているのかと。もう一点、東側が市道になるわけですけど、ここをトラックが通るわけです、となりますと地域住民の方並びに農作業で通るトラクターとか、いろいろな機械等がありますから、そのへん、この幅が狭いので、ここを出入りする場合の安全管理はどうなっているのか、そのへんお聞きしたいのでよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>周辺農地への作物への影響と、トラクターが通ったりすると安全か、という事ですけども、森田委員 お願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>はい。逆になりますけれども、東側の市道の方については緑地も取っておりまして、市道路維持課と協議中ですが、9mまで拡げることになっております。</p> <p>あと西側の部分についてですが、先程説明したように、四季折々を</p>

	<p>想定しまして、建物と農地の間は27m離しております。16mで建屋が建っているのですが、西側については、日照不足を防ぐため、12mで建物が建っています。</p>
金子委員	<p>敷地にトラックが入るとなると、水銀灯なりLEDを点けるわけです。また、田んぼあたりのところに外灯があれば、かなりの影響を受けると思います。西側の農地について、作物の生育の障害にならないようにしていただければ、と思うのです。申し入れというのはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今の点については、許可をするにあたって、事務局から相手側に伝えてはいかかかと思うのですが、どうでしょうか。</p>
金子委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
金子委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
齋藤委員	<p>同じく52号の案件についてですが、一部賃借する場所があると思うのですが、どのような賃貸契約になっているのでしょうか。契約が切れた場合は、どうなるのでしょうか。</p>
森田委員	<p>水路より北、北東部分の約3分の2の部分で、7,533㎡になります。</p>
森田委員	<p>事務局、賃貸借契約はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>確認させていただきます。</p>
高橋（一）委員	<p>ここの売買価格が、1㎡あたり [REDACTED] 円だったので、一反歩あたり [REDACTED] 円という事ですよ。これは、例えば路線価とかに照らして、それから不動産鑑定士あたりの評価に照らして、だいたいそういう価格になっているのですか。</p> <p>と言うのは、ちょうど真向いが一年前に話題となった土地で、一反歩 [REDACTED] 円で、とんでもない価格でないのか、我々は思ったものですから。その時にその価格は、周りの大規模開発の参考価格になりはしないかと懸念していたのですが、そのへんもあるものですから。その評価をどのようにしたか、と思ったわけです。</p>
事務局	<p>評価額については、許可の要件に入っておりませんでしたので、聞き取りは行っておりません。ただ借入れを行うと考えられますので、適切でない価格での取引という場合は、こちらは借入しての事業であ</p>

議 長	<p>りますので、影響が出ると考えております。よって、極端な金額ではないのかなと推察しております。</p> <p>よろしいですか。</p>
高橋（一） 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
草 薙 委 員	<p>事業計画変更の場合の、総会に提出する案件の考え方の整理なのですけれども、58号の案件については、12月に許可した案件の事業計画の変更で新たに提出したと。次の169号の事業計画変更は、改めて議決案件として、提案なっています。要は、農業委員会が総会で決定する事項としては、農地の5条許可がどうかというのが議決案件であって、事業計画変更というのは、5条案件の単に説明ではないのかなと。また改めて169号という単独の議案を挙げた意味がどうなのかと、そのへんの整理がつかないのですけれども、どうでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局からですが、農業委員会必携に綴られております山形市農地等転用許可関係取扱要領というものがございます。その8のところに事業計画変更の手続きの記載がございます。</p> <p>その中で、事業計画変更の手続きが四つの種類に分けられまして、一つについては、許可目的を達成することが困難で、許可に係る転用自体を変更する場合。今回の場合にあたりますのが、2番目にございまして、転用許可を受けた事業者、これは個人も入るかと思われませんが、この方が事情の変化等で、事業実施することが困難で、他の事業者に当該事業を承継する場合というものに該当するものと考えております。他には、事業の目的を変更しないものの、区域の拡大・縮小を行う場合。そして、施設の設置のレイアウトの変更等の四つに分けられますが、この四つの内の事業の承継の場合のみ、この場合については、当初の計画者と承継者に対しては、今回のような変更の承認をすると書いておりますが、括弧書きで、現況地目が農地のままである場合は、承継者に対する5条の許可と同時に処理をする事となっております。</p> <p>この事から、本来であれば、個人が一旦取り下げて、改めて申請をしてもかまわないものであります。ご本人の方から、今回は変更の手続きをしたいという事で受け付けたものですから、併せて5条についても、今回はたまたま関係者の方が単独名から共有名義に変わるとい事ではあります。全く違う方の場合、許可申請に対する許可書の形式が、また改めて出さないと、許可書として発行できないような形式となっておりますので、そのような記載になっていると考えられます。よって、今回はご本人様の意思をそのまま受けまして、継承による変更の手続きと併せて、許可書の交付の為の5条の許可の申請とい</p>

	うのも提出をお願いしたものでした。
草 薊 委 員	要するに、前回の総会の時の申請が、夫婦の共有だったのが、単独でしてしまったというだけの話だよな。 今回の事業計画変更という169号は、誰に対してどのような処分をするのですか。
事 務 局	はい。こちらは、この次に説明する事項ではありましたが、今回の事業の承継につきましては、本人名義で申請をして、資金を計画しようと考えていたようですが、最終的には共同で資金計画を行わなければ、資金計画が立たなくなったという事です。
草 薊 委 員	169号に基づく農業委員会の決定が、何かあるのですか。
事 務 局	承継の承認と併せて5条の許可を二つ出すことになります。
草 薊 委 員	要するに、5条の許可の二人の共有名義の許可書と、その他に、事業計画変更を承認しました、と。私は、一つで駄目なの、とお聞きしているのですけど。5条の許可というのは、行政処分で、あくまで農地法に基づく許可だよな。それで良いと思うのですが、どうでしょうか。 要するに、5条の許可の説明として、15ページの事業計画の変更の資料があるだけで、いわゆる法令に基づく主文としては、5条だけしかいらぬのかな、と思うのですが。
事 務 局	こちらについては、一旦取下げをして、改めて許可申請をしていただければ間違いないのですが、ご本人の意思で、どうしても承継でという意思があったという事で、受付けたという事です。
草 薊 委 員	わかりました。そうすると、12月に許可した許可書を、本人は持っているのですか。
事 務 局	許可書の交付前に、変更の承認の申請がきておりますので、許可相当という事で、許可が可能という決定を通知しましたが、許可書は、まだ交付していない状態であります。 今回の変更承認と5条許可を併せて初めて許可書の交付の手続きになります。
草 薊 委 員	12月25日に収受したという事ですが、12月の総会時には到達していますよね。
事 務 局	12月の許可申請の許可については、11月中に受け取っております、12月の総会の議決の結果を伝えたところ、やはりその後、資金計画の関係で、改めて許可の名称を変えなければいけないということで、許可書の交付を受けないままです。

草 薊 委 員	許可書の交付をしていないのだから、行政処分が完了していないのだから、事業計画の変更の話というのは、出てこないと思うのだが、どうなのか。相手方に、行政処分を行っていないのだから。
事 務 局	そこは確認をさせていただきたいと思います。
大 築 ・ 会 長 職 務 代 理 者	聞きたいのですが、承継しないで、新たに申請した場合は、どれぐらいの期間がかかるのですか。一旦取り下げて、連名で改に申請した場合は、期間はどれぐらいかかるのですか。
事 務 局	期間は変わらないと考えます。
大 築 ・ 会 長 職 務 代 理 者	銀行主導型で、連名で持って来て、承継して、早く書類を出せと、でないと金を出さない、という単純な話ではないのですか。
草 薊 委 員	いわゆる単純な話だと思います。
大 築 ・ 会 長 職 務 代 理 者	銀行主導型で、借入負担金にするのだったら二人の名義にしないで、それとこっちの兼ね合いで、ということではないのですか。
事 務 局	はい。そうです。
草 薊 委 員	理屈を言えば、行政庁が行った行政処分が到達主義だから、相手方に許可書が到達しない限りは、行政処分を行った事にならないので、その説明では、おかしいと思います。
事 務 局	改めて確認でございますが、草薊委員のお話の内容の確認でございますが、5条の許可の決定について、議決はしたものの、まだ許可書を受理していない状態では、そもそも許可が下りていない。許可が下りていないもの対して、変更承認がそもそもあり得ないのではないのか、というお話でよろしいでしょうか。
議 長	確認をして、また改めて回答する事とします。
議 長	他にございませんか。
梅 津 委 員	12番 梅津です。先程、52号案件と53号案件で、収用という形になったと、ありましたけれども、私の記憶では、収用とは、所有権移転での所有者が公共団体の場合には収用というものが適用されると認識していたのですが、その点を考えますと、52号案件に収用法を適用できたのでしょうか。

議 長	森田 委員 どうでしょうか。
森田 委員	先程言いましたように、土地収用法第3条というところの「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設」に該当するという事で、民間であっても収用法を適用できる事業という事です。
議 長	よろしいですか。
梅津 委員	はい。
議 長	他にございませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議 第168号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議 第168号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。
議 長	次に進みます。 議 第169号、先程ありました事業計画変更承認申請について上程する前に、暫時休憩します。 (10分間休憩)
議 長	再開します。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	先程の草薙委員からのご質問に対して、改めて確認をとりましたところ、私の説明が間違っておりましたので、訂正させていただきたいと思えます。 まず、先に議決をいただきました58号案件につきましては、12月の総会後に、12月23日付けで農業委員会の方で許可書を交付し、本人が交付を受けておりました。説明が間違っており、大変失礼いたしました。 こちらは、農業委員会の許可と同時に、開発の許可も受けているという事で、実際は、資金計画の関係で共有名義で登記をしなければならないのですが、許可書を受理してから気づいたという事でありました。それに伴って、農業委員会の事務取扱に合わせまして、変更の承認の申請をするとともに、一度、単独名で許可書を発行しておりますので、改めて共有名での許可書の交付を受けなければならないという

		<p>事で、変更承認と併せて5条の転用許可の申請があったというものでございました。訂正してご報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
議 長		<p>草薙 委員 よろしいですか。</p>
草 薙 委 員		<p>はい。</p>
議 長		<p>次に進みます。 議 第169号 事業計画変更承認申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>それでは、改めて申し上げます。 議案書14ページをお願いします。 議 第169号 事業計画変更承認申請についてです。 内容については、15ページの1号 1件です。 16ページをご覧ください。 1号について、場所は落合町で、申請者の譲受人 [REDACTED] から令和元年12月に一般住宅建築のため、農地法5条の許可申請があり、許可することとし議決しておりますが、 [REDACTED] の共同で資金計画を行っていたため、共有名義で登記する必要があり、このたび事業計画変更の申請があったものです。 この案件については、山形市農地等転用許可関係事務取扱要領第8第1項第2号「許可を受けた事業者が、その後の事情の変化等により当該事業を実施することが困難となり、他の事業者の当該事業を承継する場合」に該当すると考えられますので、変更申請については適正であると判断した次第です。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長		<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。無いようですのでお諮りします。議 第169号について、承認することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>全員異議なしと認め、議 第169号 事業計画変更承認申請について、承認することに決めます。</p>
議 長		<p>次に進みます。 議 第170号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案書17ページをお願いします。</p>

議 第170号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容については、18ページの120号から26ページ212号までの93件です。

それでは、議 第170号の説明に戻らせていただきます。

18ページをお願いします。

120号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。

121号、122号について、同じ借受人との利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

123号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

124号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

19ページをお願いします。

125号について、戦前からの農地貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

126号について、戦前からの農地貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

127号について、農地法3条による貸借契約の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。

128号について、戦前からの農地貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。

129号について、利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。

130号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。

131号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。

132号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

133、134号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。

20ページをお願いします。

135、136号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。

137、138号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、先ほどご審議いただいた農地法5条の規定による許可52号案件の転用目的で売却予定です。

139、140号について、市農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。

141、142号について、市農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。

143、144号について、市農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。

145、146号について、市農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。

147、148号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

149、150号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

21ページをお願いします。

151、152号、153、154号155、156号について、借受人が同じ農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

157、158号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

159、160号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

161、162号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

163、164号について、農協転貸の利用集積の解約で、中間管理事業への移行のため解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

22ページをお願いします。

165、166号から173、174号について、市農協転貸の利用集積の解約で、中間管理事業への移行のため解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

23ページをお願いします。

175、176号から181、182号について、市農協転貸の利用集積の解約で、中間管理事業への移行のため解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

24ページをお願いします。

183、184号から193、194号について、市農協転貸の利用集積の解約で、中間管理事業への移行のため解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。

25ページをお願いします。

195、196号から205、206号について、市農協転貸の利用

<p>議 長</p>	<p>集積の解約で、中間管理事業への移行のため解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>26ページをお願いします。</p> <p>207、208号について、市農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>209、210号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で売買予定です。</p> <p>211、212号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、先程説明しました3条案件での売買予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>佐藤（幸） 委 員</p>	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>15番 佐藤です。209号案件、210号案件についてお尋ねしたいです。</p> <p>この案件につきまして、以前、借受人が耕作していたわけですけど、このたび[]のほうから、地権者が売りたいという事で、契約を解除して欲しいという事を、本人に言ったそうです。</p> <p>本人は、もう、わかりました、という事で回答したのですが、その後、私に[]のほうから、ここを誰か作ってくれる人はいないか、という事で相談がありました。それだったら以前に作ってもらっている人に、また再度おねがいしたら、という事で、私が言ったところ、本人に再度作って欲しい、と[]のほうから依頼があったのです。</p> <p>本人にどうですか、と聞いたところ、家で相談して、また作りますよ、という事だったと、話を聞いておりました。</p> <p>その後、また[]のほうから、他の人から作ってもらうという事で、私を通さないで、直接、本人に、もういいですよ、と話が行ったそうなのです。この案件につきまして、売買等の申請は、まだないわけですよ。</p>
<p>事 務 局</p> <p>佐藤（幸） 委 員</p>	<p>まだいただいております。</p> <p>そうですか。その内容が、私を通して、[]のほうから依頼があったにもかかわらず、[]のほうから何も内容と説明がなかったの、どうなっているのかなど、気になって、お聞きしたところ、</p> <p>はい、わかりました。</p>

議長	まだ無いようですので。
佐藤（幸） 委員	わかりました。
高橋（一） 委員	<p>思ったのですが、[]が[]しながら、[]の心配はないのでしょうか。</p> <p>もう一件同じような案件で、土地の所有者が山形でない方だったのですが。もう一件相談をいただいたのも、首都圏に住んでいる人が、[]から連絡があって、[]、という話が来たのですけれども、どうゆう事なのでしょう、という事でした。</p> <p>誰か買う人がいて、そういう話になったのかですが、そういう話は聞いていないという事でした。</p> <p>比較すると、地元にはいない人に対して、一部の[]が、そういう動きをしているのかなど、いま話を聞いて、思ったのですけれども。</p> <p>[]のような形に、なっているわけですね。[]なっているわけですね。</p> <p>今話を聞いたら、[]、となると、どうも、そういう心配があるなど、思ったのです。</p>
佐藤（幸） 委員	<p>詳しいところはわからないのですけれども、[]は、買う人は決まっているのだという話でした。</p> <p>[]は、家に来たが、いろいろところで動いているのではないのかと思った。耕作放棄地にならない限りでは、良いとは思いますが。</p>
議長	他にございませんか。
草 薙 委員	207号と208号の案件についてですが、市農協転貸となっていますが、これは山形農協なのではないのですか。
事務局	今、確認をさせていただきましたが、やはり207号・208号案件については、山形市農協を介した円滑化事業の解約で間違いありませんでした。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようですのでお諮りします。議 第170号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 1 7 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、受理することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第 1 7 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、上程します。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 2 7 ページをお願いします。</p> <p>議 第 1 7 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてです。</p> <p>令和元年 1 1 月 2 8 日の全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」決議の趣旨に則り、別紙の事項について申し合わせ、決議するものです。</p> <p>お手元に配布させていただきました先月 2 0 日付けの山形県農業会議の依頼文書と併せてご覧いただきたいと思えます。</p> <p>はじめに、配布資料の 2 枚目をご覧ください。</p> <p>記載のとおり、全国農業委員会ネットワーク機構・一般社団法人 全国農業会議所より、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」の実施および今後の対応について、</p> <p>本年度の実施については、1 2 月または 1 月の農業委員会総会で申し合わせの決議と法令遵守の注意喚起を実施するよう依頼が来ております。</p> <p>このたびは、全国農業会議所の決議例を参考に提案させていただきました。</p> <p>2 8 ページをご覧ください。</p> <p>(資料読み上げ)</p> <p>以上、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
草 薊 委 員	<p>去年の 1 0 月に、農業委員会会長が逮捕されたという事ですけど、それ以降、起訴された、あるいは、刑が確定したとか、その後の経過はわかりますか。</p>
議 長	<p>その後の話を私は聞いていないのですけれども、現段階で早々と農業会議のほうから、こういったものが出されたという事になりますが、新たな事が出来ると、我々の元に伝わって来るのですけど、今のところは無いようです。</p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。</p>

	<p>議 第 1 7 1 号について、原案のとおり決議することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第 1 7 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決議することに決めます。</p>
議 長	<p>これで議事を終了します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p>
議 長	<p>報告事項の (1) から (7) まで、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>続きまして、報告事項について説明いたします。</p>
	<p>2 9 ページをお願いします。</p>
	<p>報告事項 (1)、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理につきましても、3 0 ページの 1 0 4 号から 4 2 ページの 1 3 4 号まで、3 1 件を受理しております。</p>
	<p>次に、4 3 ページをお願いします。</p>
	<p>報告事項 (2)、農地法第 4 条届出書の受理につきましても、4 4 ページの 1 3 号、1 4 号の 2 件を受理しております。</p>
	<p>次に、4 5 ページをお願いします。</p>
	<p>報告事項 (3)、農地法第 5 条届出書の受理につきましても、4 6 ページの 5 7 号から 4 7 ページの 6 4 号までの 8 件を受理しております。</p>
	<p>次に、4 8 ページをお願いします。</p>
	<p>報告事項 (4)、農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出書の受理につきましても、4 9 ページの 2 号の 1 件を受理しております。</p>
	<p>当案件につきましても、農事組合法人 村木沢あじさい営農組合より、水稻苗の育苗及び大豆苗の育苗をするため底面をコンクリートで覆ったパイプハウス 2 棟の設置について「農産物栽培高度化施設」として届け出があったものです。</p>
	<p>受理又は不受理の決定に係る専決処理を進め、届出書の到達があった日から 2 週間以内に届出者に到達するよう事務処理を行う必要があることから、農地法施行規則第 8 8 条の 3 各号の要件ならびに農林水産省で定めた運用基準を満たした「専ら農作物の栽培の用に供されるもの」とであると判断し、届出書を受理しております。</p>
	<p>担当していただく農業委員を選定し、届け出に係る施設において農作物の栽培がおこなわれているか、日頃の利用状況調査の際に確認いただきますので、よろしくをお願いします。</p>
	<p>次に、5 0 ページをお願いします。</p>
	<p>報告事項 (5)、農地改良届出書の受理につきましても、5 1 ページの 1 1 号から 5 2 ページの 1 8 号までの 8 件を受理しております。</p>

	(閉会午後 3 時 3 5 分)
--	------------------

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長
議事録署名委員
議事録署名委員